

# 全日本社会人クラブバドミントン連盟登録規程

## (目的)

第1条 本規程は、全日本社会人クラブバドミントン連盟(以下「本連盟」という。)の規約第8条の規程に基づき本規程を定める。

## (登録)

第2条 本連盟に加盟を希望する都道府県社会人クラブバドミントン連盟等(以下「クラブ連盟」という。)は、次の書類を本連盟の会長に登録申請をしなければならない。

- (1) 本連盟に加盟を希望するクラブ連盟は代表者名で、新規加盟登録申込書を提出する。
- (2) 本連盟に加盟を希望するクラブ連盟の組織及び組織名簿を提出する。
- (3) その他、必要に応じ総会議事録及び行事予定等を提出する。

- 2 本連盟への登録は、同じ都道府県で1つとする。
- 3 本連盟へ登録したクラブ連盟は、他連盟への二重登録は認めない。
- 4 本連盟への登録は、申請後理事会で承認された後、登録料の納入を以って完了する。

## (登録料)

第3条 本連盟に加盟を希望するクラブ連盟は、下記により登録人数に応じ連盟登録料を登録と同時に納入しなければならない。

ただし、登録料は、前年度末の登録会員数を毎年4月末日までに報告し、その登録会員数に応じ毎度更新するものとする。

- (1) 登録会員数100人未満は、10,000円とする。
- (2) 登録会員数100人以上は、登録会員数×100円とし、上限を100,000円とする。

## (代表者)

第4条 本連盟へ登録したクラブ連盟は、本連盟の役員として理事及び評議員1名を選出しなければならない。

## (退会及び名称変更)

第5条 本連盟から退会又は名称の変更を希望するクラブ連盟は、本連盟の会長にその理由書を提出し理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は、平成18年6月3日から施行する。  
平成19年5月26日一部改定。  
平成20年6月14日一部改定。  
平成22年12月4日一部改定。

参考 連盟規約第5条 本連盟の趣旨に賛同する各都道府県協会傘下の社会人クラブバドミントン連盟等(以下「クラブ連盟」という)をもって組織する。

連盟規約第8条 加盟団体は別に定める登録規定により登録する。